

## 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の 評価の視点の変更（案）について

### 1. 概要

雇用・能力開発機構の廃止により、平成２３年１０月から職業能力開発業務等が高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管されたことに伴う中期目標・中期計画等の変更、業務の見直し等による２２年度末の中期目標・中期計画等の変更を踏まえ、高齢・障害・求職者雇用支援機構の評価の視点について所要の変更を行う。

### 2. 変更の内容

- (１) 職業能力開発業務等の移管に伴う平成２３年９月３０日付け中期計画等の変更に基づく変更  
職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営の実施、求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項を中期計画等に追加したことから、評価の視点にも追加（評価シート１３－１８等）
- (２) 業務の見直し等に伴う平成２３年３月３１日付け中期計画等の変更に基づく変更
  - ①地方業務の直轄化に伴う変更  
地方業務については、委託方式を廃止し、平成２３年度から機構が直接実施していることから、その業務の効率化、管理経費の縮減について評価の視点に追加するとともに、受託法人への業務委託に関する項目を評価の視点から削除（評価シート１、３、１０等）
  - ②障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大に伴う変更  
改正障害者雇用促進法により平成２２年７月から障害者雇用納付金制度の適用対象となった常用雇用労働者数が２００人を超え３００人以下の事業主について、中期目標期間終了時まで、３００人を超える事業主と同様の９９％以上の収納率を目指すこととされたことから、評価の視点にその旨追加（評価シート９）
  - ③障害者雇用アドバイザーの廃止に伴う変更  
平成２２年度をもって障害者雇用アドバイザーを廃止したことから、障害者雇用アドバイザーに関する評価の視点を削除（評価シート１１）